

PEACE BOAT

ピースボート「ホライズン2012」：
中東の非核地帯化にむけて同じ船で海を渡る
2012年3月23～27日
イタリア・チビタベッキア～ギリシャ・ピレウス

勧告書

2010年NPT再検討会議の最終文書で市民社会が果たす役割の重要性が認識されたことにしたが、ピースボート「ホライズン2012」プロジェクトは、エジプト、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パレスチナを含む中東地域からまた国際的な参加者を集め、2012年3月23日から27日にかけて市民会議を行った。この会議において話し合われた事項と2011年の同プロジェクトの会議の成果をもとに、参加者は以下に掲げる勧告を、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立に関する2012年国際会議のファシリテーターであるヤーコ・ラーヤバ大使、招集者である潘基文国連事務総長とロシア連邦、イギリス、アメリカ合衆国の各政府、ならびに2012年国際会議のすべての参加国に提出する。

基本原則

ホライズン2012の参加者は、2012年国際会議の討議と中東非核・非大量破壊兵器地帯設立を実現するための今後の努力において、以下のような基本原則が確立されなければならないと考える。

- 1996年の国際司法裁判所の勧告的意見および2010年NPT再検討会議の最終文書に明記された、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道的結末と国際人道法上の重大な影響の認識。
- 核兵器廃絶のみが核兵器使用を防ぐ唯一の保証であることの再認識。
- 核軍縮と核不拡散の目標を達成し地域と世界の平和と安全保障を強化する上で、非核兵器地帯がきわめて重要な貢献をすることの認識。
- 中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立が上記のような意義をもつことに関して、NPT再検討会議やその他国連総会などの多国間協議でこれまで長年にわたって国際的に同意が形成されてきたことの確認。
- 国連憲章で定められた紛争の平和的解決と武力行使の回避に関する義務をすべての国連加盟国が果たし守る責任があることの再認識。
- 軍縮をすすめ、市民の人道的な観点を確保していくために市民社会が果たせる役割の認識。

会議への参画について

2012年国際会議およびそれに伴う会議を含む中東非核・非大量破壊兵器地帯を設立するためのすべての取り組みに、中東地域のすべて国が例外なく参加しなければならない。

参加国には核兵器国も含まれるべきである。NPT非加盟国を含む他の国々や関連する国際機関は、定められた基準に従ってオブザーバーとしての地位を与えられるべきである。

中東地域内外からの市民社会の代表に対して、2012年国際会議の準備過程に参加する機会と2012年国際会議において発言する機会が与えられるべきである。市民社会にはまた、会議参加国に報告書を回覧し、会議に関しての最新の報告やその後の交渉過程についての速やかな情報提供を受け、サイドイベントを開催する機会も与えられるべきである。さらに、このような市民社会の貢献は、中東非核・非大量破壊兵器地帯化交渉に関する公式記録に記載されるべきである。また、2012年国際会議は市民社会の代表をオブザーバーとして任命することも検討するべきである。

2012年国際会議は、中東地域内外から、核兵器と化学兵器を含む大量破壊兵器使用の被害者の証言を聞くべきである。

会議の対象範囲について

中東非核・非大量破壊兵器地帯は、地域における核兵器および他のすべての大量破壊兵器ならびにそれらの運搬手段の全面的な禁止をめざすべきである。

この禁止措置には、これらの兵器の開発、製造、保有、配備、使用の禁止が含まなければならない。

中東非核・非大量破壊兵器地帯設立における重要な目標は、核兵器および他のすべての大量破壊兵器を法的拘束力のある義務として包括的に禁止することである。また、このような地帯設立へのプロセスは、効果的な透明性、検証、査察、不可逆性といった信頼醸成措置を通して強化されるべきである。

透明性を確保するための一つの取り組みとして、参加国は、非核・非大量破壊兵器地帯設立に関する取り組みに関して信頼の置ける情報を時宜に合わせて広めていくツールとしてウェブサイト（開催国あるいは国連の）を整備することが効果的であることを認識すべきである。

検証措置は、客観的に、政治的干渉を受けないように行われるべきである。また、市民による検証措置も、このような地帯における誓約の確実な遵守を各国に促すための追加的措置として認められるべきである。

非核・非大量破壊兵器地帯の設立条約には、対象地域の加盟国に対して核兵器国による核兵器の使用や威嚇がないことを保証することを明記した議定書が付随するべきである。

市民社会は、各国による中東非核・非大量破壊兵器地帯内の法的規範の完全遵守が執行されなければならないことを認める。しかし、これは平和・外交的な手段でもって行われるべきであり、人道上有害な影響を及ぼす制裁によるものであってはならない。

市民社会は、当該地帯の保障措置協定の監視における国際原子力機関の役割を再認識する。この保障措置は、あらゆる核関連施設と核物質を対象とする完全に包括的なものであるべきである。

中東非核・非大量破壊兵器地帯設立への過程について

2012年国際会議は一回限りの行事としてではなく、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立のための長期にわたる過程の始まりとして捉えられるべきである。

交渉に関わる参加国は、2015年までに地帯設立に向けた具体的な進展を達成することを目標とすべきである。

2015年までの進展の一環として、何年までに中東非核・非大量破壊兵器地帯を設立するという期限の確定を含む計画が合意されるべきである。

参加国は、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立の期限を定めず議論し続けようとするような態度には反対するべきである。この過程の目的は地帯の設立にあり、いつまでも議論をし続けることにあるのではない。

大量破壊兵器に関する現存の多国間条約は核軍縮と核不拡散を目標とするものであるが、地帯設立に関する具体的な前進はこの目標の実現に向けた多大な貢献となる。

参加国は、中東和平にむけた幅広い取り組みと非核・非大量破壊兵器地帯設立にむけた具体的な取り組みを互いに矛盾するものとしてではなく、互いに補完し合う関係にあると捉え、並行して追求するべきである。

私たちは、中東地域内の軍事的緊張の悪化を防ぐ手段としての中東での和平と安定の実現の緊急性を強調する。

ホライズン2012」プロジェクト：

主催：

ピースボート

協力：

武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(GPPAC)

核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)

核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)

IKVバックスクリスティ(オランダ)

後援：

フリードリヒ・エーベルト財団(ドイツ)

チビタベッキア市長室(イタリア)

連絡先

ピースボート

www.peaceboat.org

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp

03-3363-7561